

ちようふ ISO 譜

第 64 号 (22.8.20)

発行：環境政策課 ISO 事務局 (内 7086)

知っていますか！？温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

東京都は、2008（平成 20）年 7 月、環境確保条例を改正し、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入しました。削減義務は、2010（平成 22）年 4 月から開始されています。

この制度は、EU 等で導入が進むキャップ・アンド・トレードを我が国ではじめて実現したものであり、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型のキャップ・アンド・トレード制度となります。

調布市では、市庁舎、文化会館たづくり、グリーンホール、総合福祉センターがこの制度の対象施設となっており、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 カ年度で、基準年度比平均 8 % の、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年度では平均 17 % の温室効果ガス削減が義務付けられました。削減義務未達成の場合、取引による削減量の取得が必要となります。また、措置命令違反の場合、罰金（上限 50 万円）、氏名公表に加え、知事が必要量を調達し、その費用を違反者に求めることとなります。

市庁舎及び文化会館たづくりでは省エネ改修（ESCO 事業）を行い、平成 18 年度から運用していますが、皆さんの御協力による、更なる電気、ガス等使用量の削減が必要となっています。

今一度見直してみましよう！

- ・夏場の個別空調の設定温度は 28℃にしていますか？
- ・退庁の際は残業職員がいる箇所以外の、照明を消していますか？
- ・各課の責任者は空調設定温度と照明の消灯について、確認（職員に啓発）していますか？

エネルギー使用量の削減に御理解・御協力をお願いいたします！！